

指宿都市計画臨港地区の変更（指宿市決定）

都市計画臨港地区指宿港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
指宿港臨港地区	約 9.7ha	(分区指定) 商 港 区 約 5.08ha 旅客又は一般の貨物を取り扱わせる ことを目的とする区域 漁 港 区 約 0.76ha 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁 の準備を行わせることを目的とする 区域 修景厚生港区 約 3.88ha その景観を整備するとともに港湾関 係者の厚生を増進を図ることを目的 とする区域

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

指宿港は、薩摩半島南部の鹿児島湾口に位置し、大隅半島との海上交通の重要な拠点として発展してきた。昭和 28 年 4 月に地方港湾に指定され、防波堤、物揚場等の整備が進められてきており、平成 6 年には種子島・屋久島とを結ぶ高速船の就航など、離島と本土、大隅半島と薩摩半島を結ぶ観光ルートにもなっている。

また、平成 19 年 5 月 10 日に臨港地区に指定し、港湾の機能を十分に確保し、臨海部の効率的な土地利用及び港湾における諸活動の円滑化に努めてきているところである。

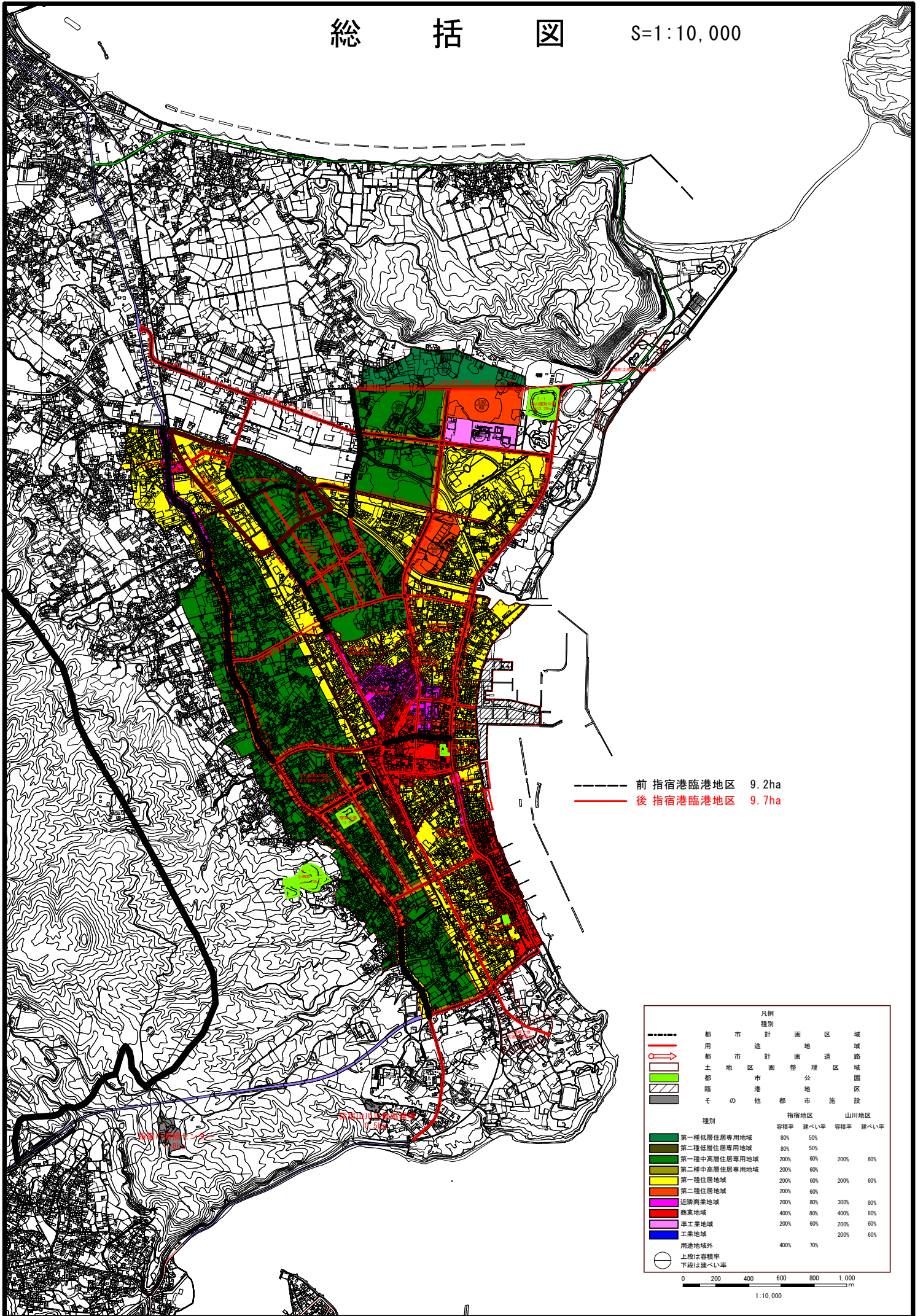
一方、「指宿都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、指宿港周辺に海上交通拠点・漁業機能を有する流通業務地を配置し、物流拠点・人的交流の拠点の形成に努めることとしている。また、本区域の背後地は、「環境温泉保養都市」として“観光・レクリエーション拠点”に位置づけており、海辺の遊歩道、温泉地の街並み等の整った温泉街の形成を図るとしている。

「指宿市都市計画マスタープラン」では、海浜浸食、越波対策など防災機能の強化を図るとともに、魅力ある海浜空間としての整備を目指している。

これらの状況を踏まえ、本区域の都市活動に密接な関係があり、臨港部と背後地を一体的に整備、開発及び保全する必要があることから、今回、指宿港の港湾管理運営に必要な臨港地区の区域を拡大し、臨海部の効率的な土地利用及び港湾における諸活動の円滑化を図ろうとするものである。

# 総括図

S=1:10,000



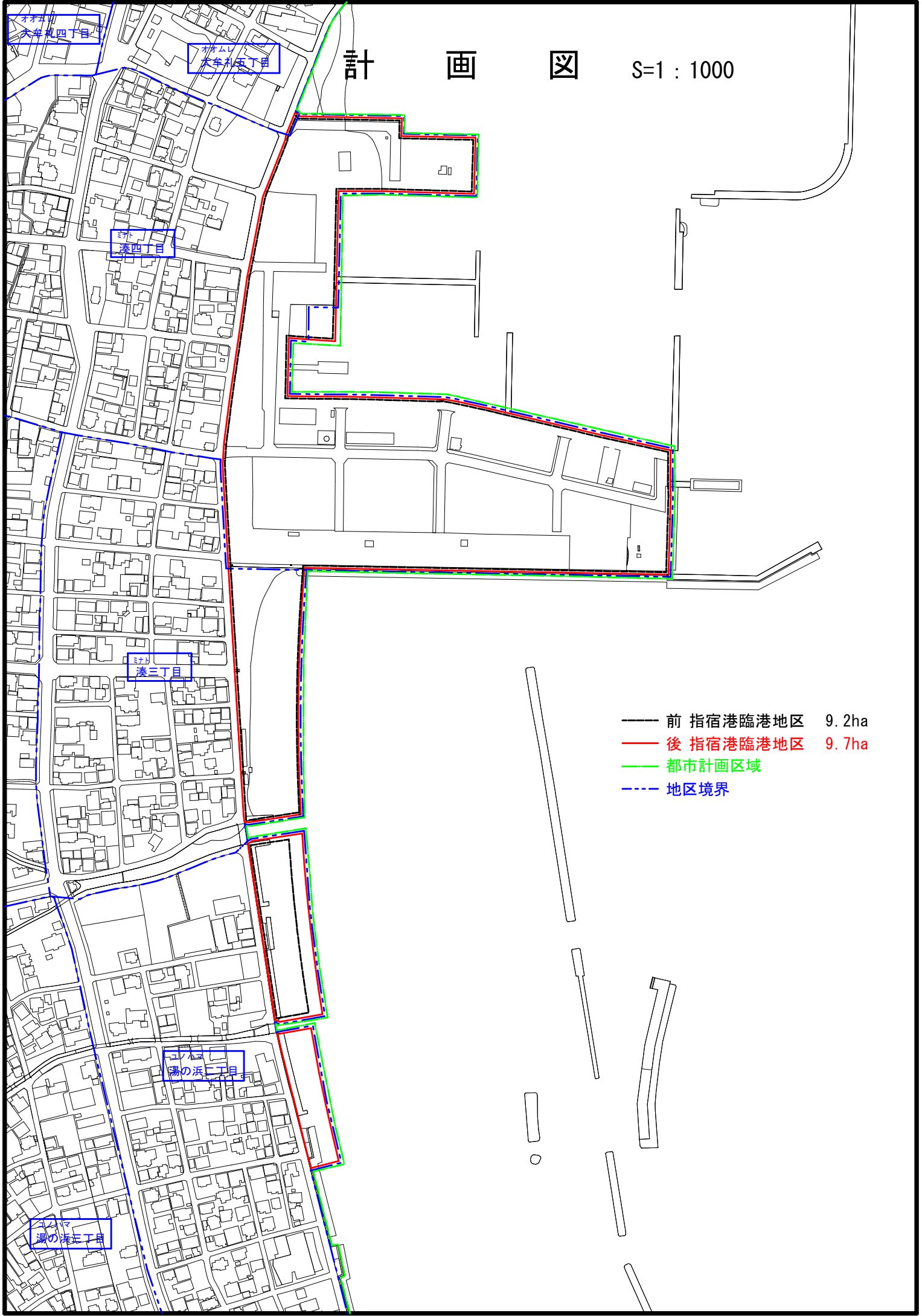
----- 前 指宿港臨港地区 9.2ha  
----- 後 指宿港臨港地区 9.7ha

凡例		指宿地区		山川地区	
種別	容積率	建ぺい率	容積率	建ぺい率	
第一種低層住居専用地域	80%	50%			
第二種低層住居専用地域	80%	50%			
第一種中高層住居専用地域	200%	60%	200%	60%	
第二種中高層住居専用地域	200%	60%			
第一種住居地域	200%	60%	200%	60%	
第二種住居地域	200%	60%			
近隣商業地域	200%	80%	300%	80%	
商業地域	400%	80%	400%	80%	
準工業地域	200%	60%	200%	60%	
工業地域			200%	60%	
用途地域外	400%	70%			
○	上段は容積率				
○	下段は建ぺい率				

0 200 400 600 800 1,000  
1:10,000

# 計 画 図

S=1 : 1000



- 前 指宿港臨港地区 9.2ha
- 後 指宿港臨港地区 9.7ha
- 都市計画区域
- 地区境界